

みよし市水防計画

令和7年3月修正

目 次

第1章	総 則	
	第1節	目的…………… P 1
	第2節	用語の定義…………… P 2
	第3節	水防の責任等…………… P 4
	第4節	安全確保…………… P 7
第2章	水防組織	
	第1節	市の水防組織…………… P 8
	第2節	水防施設…………… P 10
	第3節	通信連絡及び非常輸送…………… P 11
第3章	非常配備	
	第1節	市の非常配備…………… P 13
	第2節	消防団（水防団）の出動…………… P 18
	第3節	尾三消防本部の出動…………… P 20
	第4節	水防信号及び水防標識…………… P 21
第4章	水位周知河川における水位到達情報	
	第1節	種類及び通知基準…………… P 22
	第2節	県が行う水位情報の通知及び周知…………… P 23
第5章	水防活動	
	第1節	水防上の注意箇所…………… P 25
	第2節	監視及び警戒とその措置…………… P 26
	第3節	水門、こう門、えん堤、ため池等の操作…………… P 27
	第4節	水防作業…………… P 28
	第5節	避難…………… P 31
	第6節	決壊等の通報及び決壊後の処理…………… P 33
	第7節	水防解除…………… P 34

第6章	他の水防機関との協力、応援	
第1節	応援の要請	P 3 5
第2節	相互応援協定	P 3 7
第7章	水防訓練等	
第1節	水防訓練	P 3 8
第2節	費用負担と公用負担	P 3 9
第3節	水防報告と水防記録	P 4 1

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）ならびに愛知県水防計画の定めるところにより、市内各河川、ため池などの洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的として、水防のための水防団（消防団）の活動、必要器具資材、施設の整備と運用等について実施の大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

1 水防管理団体（法第2条第2項）

みよし市をいう。

2 指定水防管理団体（法第4条）

愛知県知事が指定する、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体であり、この計画においては、みよし市をいう。（知事指定昭和50年愛知県告示第765号）

3 水防管理者（法第2条第3項）

みよし市長をいう。

4 消防機関の長（法第2条第4項）

みよし市消防団長をいう。

5 消防機関

みよし市消防団をいう。

6 水防協力団体（法第36条）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であつて、水防管理者が指定したもの。

7 水防警報（法第2条第8項、法第16条）

水防警報河川等*について、国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

* 水防警報河川等

（1）国土交通大臣が洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し公示した河川、湖沼又は海岸をいう。

（2）知事が前項以外の河川、湖沼又は海岸で、洪水又は高潮により県民経済上相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定公示した河川、湖沼又は海岸をいう。

8 洪水予報（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項）

洪水予報指定河川*について、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認

められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を一般に周知せしめるため警告して行う発表をいう。

＊ 洪水予報指定河川

(1) 国土交通大臣が二以上の都府県の区域にわたる河川その流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川をいう。

(2) 都道府県知事が(1)以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

9 水位情報の通知及び周知（水防法第13条第1項・第2項）

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川＊）について、避難判断水位（特別警戒水位）＊を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させるものをいう。

＊ 水位周知河川

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な被害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

＊ 避難判断水位（特別警戒水位）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供していくために国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう。

10 みよし市防災会議（災害対策基本法第16条）

みよし市の地域に係る防災に関し、総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法の規定に基づき設置されており、災害発生時の情報の収集、連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る機関。

11 みよし市災害対策本部（災害対策基本法第23条）

災害に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急、復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害が発生し、または、発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関。

第3節 水防の責任等

1 水防管理団体（水防管理者）の水防法上の一次的責任又は権限

水防管理団体である本市は次の事項により所轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）

- （1）水防体制を確立すること
- （2）消防団を整備すること
- （3）水防倉庫の設置及び資器材の備蓄
- （4）通信連絡系統を確立すること
- （5）随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めること
- （6）水位状況の関係者への通報
- （7）消防団を出動させ、又は出動の準備をさせること
- （8）警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずる消防団に指示すること
- （9）警察官の出動を求めること
- （10）他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担
- （11）水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること
- （12）水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること
- （13）堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること
- （14）水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること
- （15）水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること
- （16）危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きを指示すること及びその場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること
- （17）水防に要する費用を負担すること
- （18）法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること

(19) 平常時における区域内の河川、遊水地等の巡視及び異常箇所の通報

2 指定水防管理団体の責任

水防計画の策定や水防訓練を実施すべき責任を有する。

3 水防協力団体の責任（法第37条第1号・第2号・第3号・第4号、法第38条）

水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力等の責任を有する。

4 市防災会議の責任

(1) 市地域防災計画に、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めること。

（法第15条第1項）

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法に基づく洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地

（ア） 利用者の洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等

（イ） 利用者の洪水時等の避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設

（ウ） 洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる大規模工場等

オ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 市地域防災計画において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めること（法15条第2項）

5 市長の責任

(1) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等、要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること（法第15条の2第6項、第7項、法第15条の3第3項）

(2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民

等に周知すること（法第15条の11）

6 市地域防災計画に定められた地下街等、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任

（1）地下街等の利用者の洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。（法第15条の2）

（2）要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の3）

7 ため池の管理者の責任

水害が予想されるときは、市長の指揮下に入り、必要に応じ門扉等の開閉を行なわなければならない。

8 一般住民の義務（法第24条、法第29条）

常に気象状況、水防状況等に注意をし、水防管理者から要請があったときは水防に従事するとともに、立退きの指示があったときはその指示に従わなければならない。

第4節 安全確保

安全配慮

水防活動従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

1 災害対策本部等の組織

(1) 災害対策本部の組織及び所掌事務

みよし市災害対策本部は「みよし市災害対策本部条例」に基づき設置されるみよし市災害対策本部各班のうちで、水防活動に特に関係の深い部班で編成し、水防業務の統括にあたる。

(2) 災害対策本部の設置

洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに災害対策本部を設置し、統一的な災害対策活動を行うものとする。

2 消防団の組織

みよし市消防団は、洪水等による風水害等が発生し、又は発生が予想される場合、警戒、防御等を行ううえで、重要な役割となる。

なお、消防団の基本団員及び管轄区域は、別表1、2のとおりである。

別表1 (条例定数)

階級 所属	団長	副団長	分団長 及び 女性消防団長	副分団長 及び 女性消防団 副団長	経理部長	班長	団員	計
団	1	2						3
新屋分団			1	1	1	3	19	25
三好上分団			1	1	1	3	19	25
三好下分団			1	1	1	3	19	25
西一色分団			1	1	1	3	14	20
福田分団			1	1	1	3	19	25
明知上分団			1	1	1	3	19	25
明知下分団			1	1	1	3	19	25
打越分団			1	1	1	3	19	25
勘生分団			1	1	1	3	19	25
福谷分団			1	1	1	3	19	25
黒笹分団			1	1	1	3	19	25
東山分団			1	1	1	3	14	20
高嶺分団			1	1	1	3	14	20
女性消防団			1	2	1	4	42	50
計	1	2	14	15	14	43	274	363

別表2 (管轄区域)

名称	区域
新屋分団	新屋、好住一円
三好上分団	三好上、中島、平池、上ヶ池一円
三好下分団	三好下一円
西一色分団	西一色一円
福田分団	福田一円
明知上分団	明知上一円
明知下分団	明知下一円
打越分団	打越、山伏一円
勘生分団	勘生一円
福谷分団	福谷、あみだ堂、三好丘、三好丘旭一円
黒笹分団	黒笹、三好丘あおば一円
東山分団	東山一円
高嶺分団	高嶺、ひばりヶ丘、三好丘緑、三好丘桜一円
女性消防団	市内一円

第2節 水防施設

1 水防倉庫及び資器材の基準

水防倉庫の位置の考え方及び資器材の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 水防倉庫は、水防区域延長3キロメートルにつき1棟（33平方メートル以上）として整備に努める。
- (2) 水防資器材は、水防倉庫1棟につき次の基準により整備に努める。

資器材名	単 位	数 量	資器材名	単 位	数 量
土のう用袋類	袋	5, 0 0 0	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	kg	3 0 0	おの	丁	5
ビニールシート	枚	1 0 0	ペンチ	丁	8
くい木 (2m・3m)	本	2 0 0	なた・かま	丁	1 0
鉄線	kg	1 0 0	つるはし	丁	1 0
ビニールパイプ	本	1 5	ハンマー	丁	1 5
鉄筋ぐい	本	1 5 0	クリッパー	丁	3
たこづち	丁	8	一輪車	台	2
掛矢	丁	1 6	照明灯	台	大型 3
ショベル	丁	3 0	発電器	台	1

注) 1 土のう用土砂は、適所に備蓄するよう努めるものとする。

2 水防倉庫及び資器材の備蓄状況

水防倉庫の位置並びに資器材の備蓄状況は、「みよし市地域防災計画（資料編資料第8）」のとおりである。

第3節 通信連絡及び非常輸送

通信連絡の確保は水防活動の根源であって、特に大災害時に発生する電話不通に際して連絡の確実と迅速を期するため、無線施設を活用するものとする。

また、非常輸送についても水防活動に支障をきたさないよう平常より車両等の手配をしておくものとする。

1 無線通信

市の無線通信施設は、市防災行政無線、県防災行政無線、尾三消防本部移動局及びトランシーバーがある。

(1) 市防災行政無線

① 同報系（こうほうみよし）

市役所から住民への連絡（情報伝達）用として運用する。

② 移動系（MC A）

車載局（20台）、可搬局（15台）、携帯型（40台）相互間及び消防団並びに市役所との連絡用として運用する。

(2) 尾三消防無線（移動局みよし200）

尾三消防本部との連絡に運用する。

(3) トランシーバー（93基）

災害現場での連絡に運用する。

2 非常通話

本部には非常用として、一般加入電話が設置され、その電話は優先的に使用することができる。

非常用加入電話 32-8001

この電話は、主に災害対策本部と住民（区長等）及び消防団との連絡に運用する。

3 専用電話

尾三消防本部との直通電話で緊急時の連絡に運用する。

4 非常輸送

市は水防時における水防要員、水防資器材の輸送のため車両等の確保と運用について、正確を図るものとし、その計画は「みよし市地域防災計画」の定めるところによる。

(通信連絡図)

豊田加茂建設事務所 (0565-35-1311)

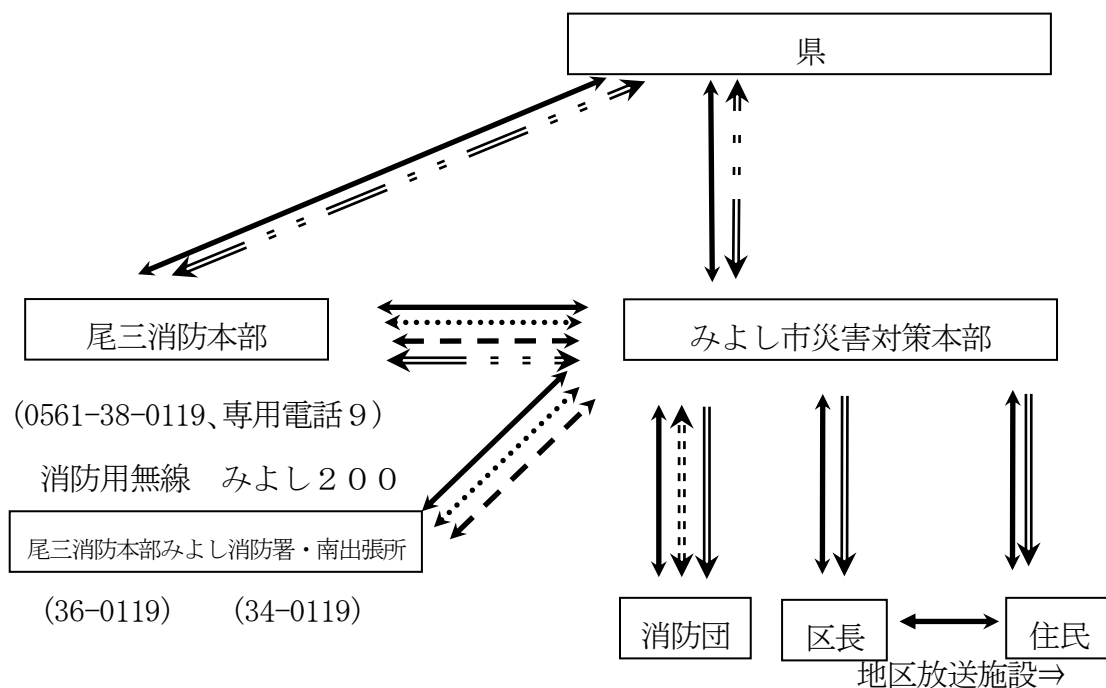
(県防災行政無線 (高度情報通信ネットワーク))

地上系 : 78-618-(内線番号) 、衛星系 : 79-618-(内線番号)

西三河県民事務所豊田加茂防災保安グループ (0565-32-3381)

(県防災行政無線 (高度情報通信ネットワーク))

地上系 : 78-606-(内線番号) 、衛星系 : 79-606-(内線番号)



(0561-38-0119、専用電話 9)

消防用無線 みよし 2 0 0

尾三消防本部みよし消防署・南出張所

(36-0119)

(34-0119)

地区放送施設→

————— 一般加入電話

..... 消防用無線

- - - - - 消防専用電話

===== 市防災行政無線 (同報系)

===== 市防災行政無線 (市町村波)

==== = = = 県防災行政無線 (高度情報通信ネットワーク)

【一般加入電話番号】

3 2 - 2 1 1 1 3 2 - 8 0 0 1

第3章 非常配備

第1節 市の非常配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ、強
力に推進できるよう「みよし市地域防災計画」に基づく非常配備体制を整える。

1 非常配備の基準

職員は次表の「非常配備の基準」により非常配備につく。なお、市長が必要であると
認めるときは、部課等の組織を指定し、非常配備を指令することがある。

また、解除についても同様である。

2 非常配備員の招集方法

非常配備員の招集については、職員参集メール若しくは一般加入電話（非常用電話
等）若しくは市防災行政無線（同報系）によるものとする。

3 非常配備員の留意事項

- （1）非常配備員は全力をあげて分担事務の遂行に努めなければならない。
- （2）非常配備の要員は、常に気象状況等に注意し、ただちに非常配備を即応した活動が
できるよう留意しなければならない。
- （3）非常配備の要員は、非常配備体制中は、自ら配備時期を確認するとともに不急の外
出は避け、待機しなければならない。
- （4）非常配備の要員は、自らの安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

別表 1

非常配備の基準

配備体制	配備基準	動 員
非常配備 準備体制	①東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。 ②市域に震度 3 以下を観測した地震が発生し、軽易な被害の発生が報告があったとき。 ③大雨警報、洪水警報が発表されたとき。 ④大雨注意報、または洪水注意報が発表され、警報への移行が予測されるとき。 ⑤突発的な豪雨などにより、気象注意報・警報の発表がなくても災害発生の恐れがあるとき。 ⑥南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	総務部長 総務部次長 防災安全課長 防災安全課職員 （課を 3 班に分け対応。ただし災害の発生が予想されるときは全員対応） 他の職員は、勤務時間内には自席待機、勤務時間外には自宅待機を指示する。
本部連絡会	①非常配備の基準に基づき、災害が発生する恐れがあるとき ②南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が非常時と比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報が発表されたとき	副市長 総務部長 経営企画部長 市民経済部長 都市建設部長 教育部長 総務部次長 防災安全課長
第一 非常配備 （災害対策本部設置）	①大雨警報、洪水警報、暴風警報が発表されたとき。 ②市域に震度 4 を観測した地震が発生したとき。 ③小規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。 ④非常配備準備体制において招集が必要と判断したとき。 ⑤南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	・本部班：1～2 箇班 ・非常配備班：1～2 箇班 ※状況により 2 箇班程度を増員する。 ※次班の職員は原則として自席（自宅）待機とする。

第二 非常配備 (災害対策本部設置)	①相当規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③市域に震度５弱を観測した地震が発生したとき。 ④その他本部長が必要と認めたとき。	・本部班：２～３箇班 ・非常配備班：２～５箇班 ※状況により１箇班を増強する。 ※その他の全職員は原則として自席（自宅）待機とする。 ※本部長（市長）以下本部員（部長級以上）は全員参集する。
第三 非常配備 (災害対策本部設置)	①市の全域に大災害が発生もしくは発生する恐れがあるとき、または全域でなくても被害が特に甚大であるとき。 ②特別警報が発表されたとき。 ③東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき。 ④市域に震度５強以上を観測した地震が発生した時。 ⑤その他本部長が必要と認めたとき。	１ 勤務時間内 全職員は応急対策にあたるための体制をとる。 ２ 勤務時間外 全職員は参集する。

別表２

非常配備本部班編成表

担 当		役 職 等
本部総括		総務部長
庶務係	活動指揮担当	総務部次長
	活動指揮副担当兼出動・災害記録担当	総務課長
	庶務担当 １～３班	総務課
広報係	広報指揮担当	経営企画部長
	広報指揮副担当	経営企画部次長
	渉外担当	秘書広報課長
	広報主担当	秘書広報課長
	広報担当 １～３班	秘書広報課
建設係	活動指揮担当	都市建設部長
	活動指揮副担当	都市建設部次長
	建設現地作戦担当	道路河川課長
	建設現地作戦副担当	下水道課長
		道路河川課主幹
	現地担当（建設） １～３班	道路河川課
		下水道課
農政係	活動指揮担当	市民経済部長
	活動指揮副担当	市民経済部次長
	農地現地作戦担当	土地改良会館主幹

	農地現地作戦副担当	企業立地推進室長
		産業振興課主幹
		土地改良会館
	現地担当（農政） 1～3班	産業振興課
		農業委員会
		企業立地推進室
廃棄物係	活動指揮担当	市民経済部長
	活動指揮副担当	市民経済部次長
	廃棄物現地作戦担当	生活環境課長
	現場担当 1～3班	生活環境課
教育係	活動指揮担当	教育部長
	活動指揮副担当	教育部参事
	活動指揮副担当兼施設主担当	教育部次長
	施設担当 1～3班	学校教育課
	連絡調整主担当	学校教育課長
	連絡調整担当 1～3班	学校教育課
体制係	体制担当	防災安全課長
	体制副担当	防災安全課副主幹
	資機材主担当	防災専門官
	資機材担当 1～3班	防災安全課

4 非常配備班の編制

災害応急対策に係る職員の非常配備については、下記のとおりとする。

《非常配備本部編成表》

班長	副班長 2 人	班員
----	---------	----

※班は1班から10班までとし、1班あたりの人員は最大20人

5 非常配備の伝達要領

（1）勤務時間内

高度情報通信ネットワーク端末
J-ALERT
みずから守る防災情報メールなど
豊田警察署、尾三消防本部、自衛隊

→ 気象注意報、警報、地震情報、東海地震関連情報

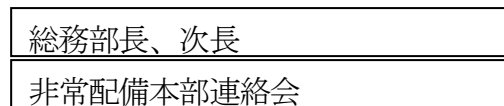
→ 東海地震関連情報、（気象注意報、警報）

→ 気象注意報、警報、地震情報

※J-ALERTは気象警報ではアラームは鳴らない。

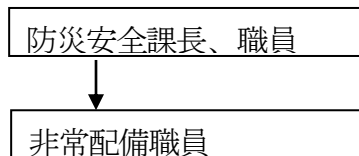
防災安全課職員

気象庁HP、国土交通省Xレーン降雨情報、愛知県川の防災情報、インターネットニュースなどで情報を収集。



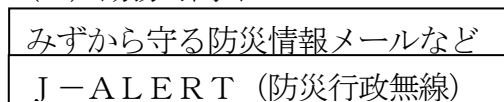
防災安全課長からの報告を受け、非常配備招集の判断。
状況により本部連絡会議（副市長・総務部長・経営企画部長・市民経済部長・都市建設部長・教育部長・防災安全課長）を招集し、非常配備の動員や全本部員の招集について検討する。

総務部長は、全本部員の招集について市長と協議し、招集が決定した場合は、本部員の招集を防災安全課長に指示する。



庁内放送、または口頭により職員に連絡
・準備体制の場合は防災服に着替えて自席待機を指示。
・非常配備体制の場合は防災服に着替えて食堂福利厚生室への参集を指示。

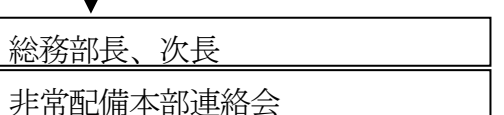
（２）勤務時間外



→ 気象注意報、警報、地震情報

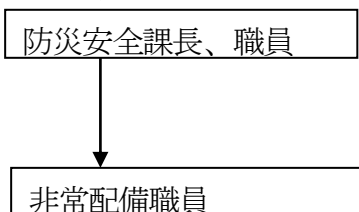
→ 東海地震注意情報、東海地震予知情報

関係機関から市役所（警備員）に電話があった場合、警備員は防災安全課職員へ電話する。



防災安全課長からの報告を受け、非常配備招集の判断。
状況により本部連絡会議（副市長・総務部長・経営企画部長・市民経済部長・都市建設部長・教育部長・防災安全課長）を招集し、非常配備の動員や全本部員の招集について検討する。

総務部長は、全本部員の招集について市長と協議し、招集が決定した場合は、本部員の招集を防災安全課長に指示する。



非常参集メールにて職員へ連絡
・準備体制の場合は自宅待機を指示。
・非常配備体制の場合は防災服に着替えて食堂福利厚生室への参集を指示。

第2節 消防団（水防団）の出動

市長は、次に示す基準により消防団長を通じ消防団に対し、出動準備又は出動を指示し、消防団等の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

1 出動準備及び出動の基準

（1）準備

- ア 気象予警報等が発令されたとき。
- イ 洪水及び大雨等により、がけくずれ等の危険が予想される時。
- ウ 県水防計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。（別表）
- エ その他市長が必要と認めたとき。

（2）出動

- ア 気象予警報等が発令されるとき。
- イ 洪水及び豪雨等により、がけくずれ等の危険が切迫したとき。
- ウ 県水防計画に定める出動水位に達したとき。（別表）
- エ その他市長が必要と認めたとき。

2 準備及び出動の内容

消防団は、前項1の基準により市長から準備及び出動の指示があった場合は、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

（1）出動準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水防上の注意箇所等のパトロールを実施すること。
- ウ その他水防上必要な措置をとること。

（2）出動

- ア 水防作業を行う者に対し水防作業に必要な技術上の指導を行うこと。
- イ 水防作業に必要な資器材の調達を行うこと。
- ウ 水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡し、必要な措置をとること。
- エ 河川、ため池等の監視警戒を行い異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに事態に即応した措置を講ずること。
- オ 消防団員は、自らの安全確保に留意して水防活動や避難誘導を実施すること。
- カ その他必要な措置をとること。

〔別表〕

県の水防テレメーター水位観測所

洪水監視水位

河川名	観測所	水防団待機 水 位	氾濫注意 水 位	出動水位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位	現況堤防高
境 川	みよし市 西一色町	M 1. 4 0	M 2. 3 0	M 2. 7 0	M —	M 3. 3 0	M 4. 1 0

注)

氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

避難判断水位 水防法第 1 3 条で規定される特別警戒水位であり、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして、住民等の避難判断の参考の一つとなる水位を示す。

出動水位 その水位に対する流量が、氾濫危険水位満流流量の 6 割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準点におけるほぼ出動水位に相当する水位を記載している。

氾濫注意水位 その水位に対する流量が、氾濫危険水位満流流量の 4 割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準点におけるほぼ氾濫注意水位（警戒水位）に相当する水位を記載している。

水防団待機水位 その水位に対する流量が、氾濫危険水位満流流量の 2 割に相当する水位で、水防警報河川以外の河川においては、水防警報基準点におけるほぼ水防団待機水位に相当する水位を記載している。

第 3 節 尾三消防本部の出動

尾三消防本部の水防計画に従って組織され、市長が必要と認め消防長に要請したときは、消防長又は署長の指揮に従い署有の人材及び機械力を使用し、適切な行動を実施する。

なお、必要な水防資材は必要に応じ市のものを使用する。

第4節 水防信号及び水防標識

水防信号及び水防標識は、「水防信号及び水防標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めたとおりである。

1 水防信号

(1) 出動信号

水防団等に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

(2) 避難信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

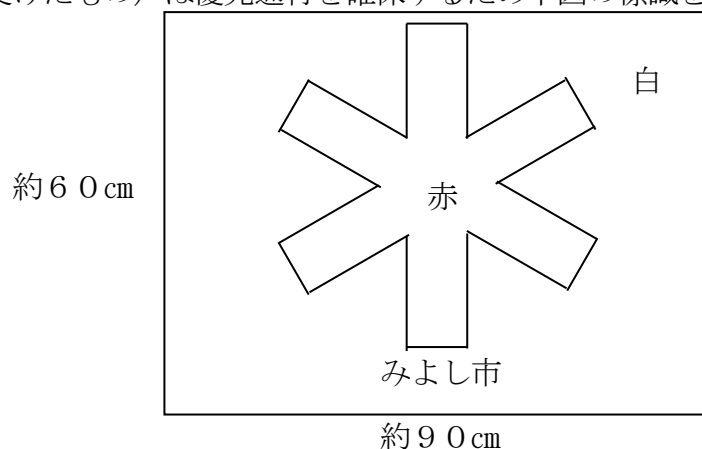
種 別	打 鐘 信 号	余韻防止サイレン信号
出 動		約5秒 —— V—— V—— 約6秒
避 難		約3秒 —— V—— V—— 約2秒

備考：信号継続時間，回数は適宜とする。

2 水防標識

(1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため下図の標識を用いるものとする。



第4章 水位周知河川における水位到達情報

第1節 種類及び通知基準

知事は、水位周知河川として指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの指示の判断に資するため、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

通知する情報の種類、通知基準は、次のとおりである。

種 類	通知基準
避難判断水位到達情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険水位到達情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

なお、本市には国土交通大臣が指定した水位周知河川はない。

第2節 県が行う水位情報の通知及び周知

(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

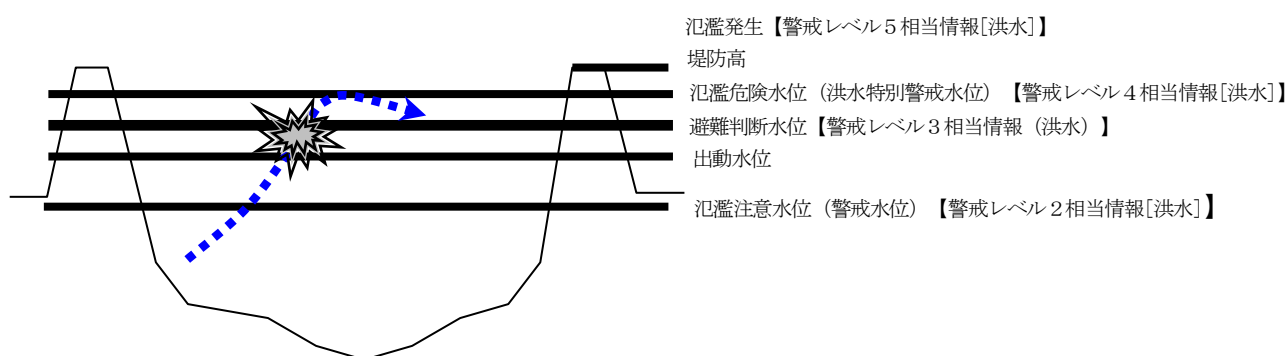
河川名	区 域
逢 妻 女 川	布袋子川合流点から 逢妻川合流点まで

(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所及び基準水位

河川名	観測所名	水防団待機 (通 報)	氾濫注意 (警 戒)	出 動	避難判断	氾濫危険 (洪水特別警戒)
逢妻女川	豊田市 千 足 (左岸10.12 km付近)	(1.55m)	(1.85m)	(2.10m)	2.20m	2.50m

注) 逢妻女川は水防警報河川に指定されていないため、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため（ ）書きと
している。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）のイメージ



(3) 基準水位の読替え表

基準観測所の水位計が被災等により正常に水位を観測することができない場合は、近傍の危機管理型水位計の水位により、水位周知を行う。基準観測所と危機管理型水位計の対応関係及び危機管理型水位計測地点における基準水位は下表による。

河川名	観測所名	基準水位(m)					発表者
		水防団待機水位 (通報)	氾濫注意水位 (警戒)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒)	
逢妻女川	千足	1.55	1.85	2.10	2.20	2.50	豊田加茂 建設事務 所
	千足橋(100)	-1.30	-1.10	-0.95	-0.85	-0.55	

(4) 水位到達情報の通知の担当官署

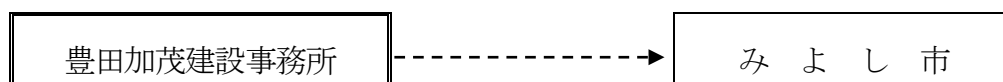
河川名	担当官署
逢妻女川	豊田加茂建設事務所

(5) 浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
逢妻女川	みよし市、豊田市

(6) 水位到達情報の伝達経路及び手段

避難判断水位に達したときには、その旨を豊田加茂建設事務所から高度情報通信ネットワークにより伝達される。



(高度情報通信ネットワーク)

第5章 水防活動

第1節 水防上の注意箇所

水防上の注意箇所（重要水防箇所）は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所で、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内の河川及びため池等において水防上注意を要する箇所は、「みよし市地域防災計画（資料編）」のとおりである。

なお、これらは、河川管理者等の情報提供を参考にしたうえで、決定したものとする。

（河川一覧表……………資料編資料第11）

（ため池一覧表……………資料編資料第13）

（水防上注意箇所……………資料編資料第14）

（重要水防箇所評定基準……………資料編資料第15）

第2節 監視及び警戒とその措置

1 平常時の巡視

河川及びため池等について随時区域内を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、速やかに河川管理者等へ通知する。

2 非常警戒

非常配備体制が発動されたときから、河川及びため池等の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心として堤防の斜面（表法面）、上端（天端）、居住側斜面（裏法面）について手分けし、次のことを注意して巡視するものとする。

異常が発見されたときは、ただちに県建設事務所、農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに水防作業を開始する。

ア 異常の態様

- ① 堤防の亀裂、一部流失（崩壊）又は沈下
- ② 漏水
- ③ 越水（堤防からの水のあふれ）
- ④ 深掘れ（洗堀）
- ⑤ 橋梁等の工作物と堤防との取付け部分の異常
- ⑥ （排・取）水門（樋管）の扉の閉り具合

イ ため池については、上記ア①から⑥のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- ① 取入口の閉塞状況
- ② 流域の山崩れの状況
- ③ 流入水位並びにその浮遊物の状態
- ④ 余水吐及び放水路付近の状態
- ⑤ 重ね池の場合のその上部ため池の状態
- ⑥ （排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流失（崩壊）

第3節 水門・こう門・えん堤・ため池等の操作

水門・こう門・えん堤・ため池等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、前記の管理者等は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

第4節 水防作業

1 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施行するだけで成果をあげる場合が多い。しかし、時には数種類の工法を組み合わせ、はじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で、効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶに当たっては、堤防の組成・材料・流速・堤防斜面（法面）・護岸の状態等を考慮して、もっとも有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施行すること。

水防作業を必要とする異常状態を大別して、それに適する工法はおおむね次表のとおりである。

表 水防工法の種類

原因	工法	施行箇所	効果	工法の概要
深掘れ (洗堀)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、 深掘れ（洗堀）し始めている 箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工法	川側（川表）が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側（川表）の崩壊を防ぐ。 吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側（川表）の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面（川表法面）、根固めが、深掘れ（洗堀）、決壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ（洗堀）等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面（表法面）に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防に居住側斜面（裏法面）、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法面）、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。

	つなぎ縫い工 (竹)	堤防の上端（天端）や居住側 斜面（裏法面）に亀裂が生じ ている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の 拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打 ち、竹で結束する。
原因	工法	施行箇所	効果	工法の概要
漏 水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のう を積んで水を貯え、その水圧 により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面（裏法 面）先平地に円形に積み土の うにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面（裏法面） に漏水した水が噴き出してい る箇所	土のうを積んで河川水位と漏 水口との水位差を縮めて水圧 を弱め、漏水口の拡大を防 ぐ。	居住側斜面（裏法面）に半円 形に土のうを積む。
越 水 （堤防からの水のあふれ）	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越え そうな箇所	水があふれること（越水）を 防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを 数段積み上げる。
	改良積土のう 工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越え そうな箇所	水があふれること（越水）を 防ぐ。	堤防上端（天端）に杭をうっ てシートを張り、土のうを数 段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越え そうな箇所	水があふれること（越水）を 防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打 ち、板を杭に釘付けし、背後 に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越え そうな箇所	水があふれること（越水）を 防ぐ。	ビニロン帆布製水土のうを上 端（天端）に置き、ポンプで 水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越え そうな箇所	水があふれること（越水）を 防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの 代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り 工	水があふれる（越水）又はそ のおそれのある箇所の居住側 堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）に よる居住側堤防斜面（裏法 面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を 防水シートで被覆する。
決 壊 防 止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の 深掘れ（洗堀）が進んでいる 箇所 堤防上端（天端）まで崩壊 し、幅員不足になりつつある 箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤 するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土の うを積む。
	杭打ち積み土 のう工	堤防の居住側斜面（裏法面） が崩れた、又は崩れそうな箇 所	居住側斜面（裏法面）の崩壊 を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に 杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口	堤防の居住側斜面（裏法面） の崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れ た箇所を補強し、堤防の崩れ の拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹 で刺し貫いて、地上に突き出 た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ（洗堀）が見ら れる箇所	急流河川の流れをゆるやかに する。堤脚深掘れ（洗堀）の 拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、 鳥脚などを投入する。

2 水防活動上の心得

- (1) 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動を取らないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって護りぬくこと。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防からの水のあふれ（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- (5) 洪水時において堤防の異状の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大の時又はその前後である。

しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の3／4位に減少した時が最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

第5節 避難

1 避難の指示

水防管理者（市長）は、「第4章 第2節 県が行う水位情報の通知及び周知」に記載される河川が避難判断水位に達し、かつ、その管轄区域内において洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難のため立退きを指示する。この場合、豊田警察署長にその旨を通知する。

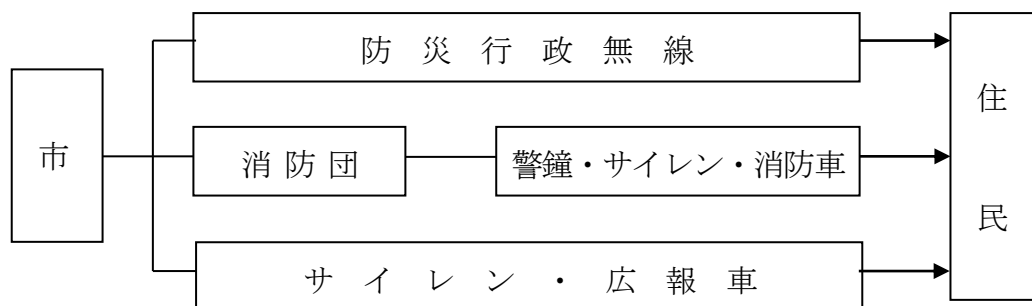
なお、避難を確保するための措置については、みよし市地域防災計画（風水害編）に定めるものとする。

2 避難指示の方法

水防管理者（市長）が避難指示を行うときは、次の方法により周知を徹底し実効性を有すものとする。

- （1）避難指示である旨、避難先、避難経路及び避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。
- （2）防災行政無線、警鐘、サイレン、広報伝達等により伝達する。

（伝達の方法）



- （3）避難誘導及び移送

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、危険箇所では消防団員が誘導にあたる。

なお、要配慮者等自力で避難することができない場合は自主防災会、民生児童委員等の協力を得て避難するものとする。

- （4）避難場所の設置

避難場所は、「みよし市地域防災計画」の定めるところによる。

(みよし市避難場所・避難所一覧表……………資料編資料第9)

第6節 決壊等の通報及び決壊後の処理

1 決壊の通報

水防管理者（市長）又は消防団長は、堤防、その他の施設が決壊したときは、ただちにその旨を愛知県防災情報システムにより、県に報告するとともに、豊田警察署、決壊した施設の管理者及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

2 決壊箇所の処理

- （１）消防団決壊箇所は、速やかに応急水防工法を施し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- （２）消防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はその損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

第 7 節 水防解除

水防管理者（市長）は、消防団（水防団）等に対して水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに豊田加茂建設事務所に通知するものとする。

第6章 他の水防機関との協力、応援

第1節 応援の要請

水防管理者（市長）は、関係各機関と常に密接な連絡をとり、水防上の水位・雨量・警報等につき連絡協調し、堤防からの水のあふれ、決壊等のおそれがあるときは、その状況を通報し協力を求めるものとする。

1 警察官の応援

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

2 他機関の応援

水防管理者（市長）は水防のため自ら応急対策等が実施できない場合は、他の水防管理者、市町村長、消防団長等の応援を求める。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 自衛隊の応援

災害に際して、必要な応急対策を実施するための自衛隊の派遣要請は「みよし市地域防災計画」の定めるところにより行うものとする。

4 水防協力団体

（1）水防協力団体の指定

市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

（2）水防協力団体の業務

- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究

オ 水防に関する知識の普及、啓発

カ 前各号に附帯する業務

(3) 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

(4) 矢作川圏域水防災協議会、矢作川圏域大規模氾濫減災総合協議会との連携

本市は矢作川圏域水防災協議会の構成員であり、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各機関と計画的・一体的に取り組むものとする。

また、本市が構成員である矢作川圏域大規模氾濫減災総合協議会とも連携を図るものとする。

(5) 河川管理者からの情報提供(ホットライン)

洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う避難指示の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫の恐れがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用しているため、有効に活用するものとする。

第 2 節 相互応援協定

水害発生の場合における他市町村の応援は、昭和 43 年 4 月 27 日の締結の西三河地区消防相互応援協定に基づき実施する。

第7章 水防訓練等

第1節 水防訓練

1 水防訓練実施要領

水防訓練は、次の項目について行うものとし、本市地域防災計画のうちの防災訓練と併せて行う。

- ① 観測（水位、雨量、風速）
- ② 通報（電話、無線、携帯電話、口頭伝達）
- ③ 動員（消防団、住民の応援）
- ④ 輸送（資器材、人員）
- ⑤ 工法（水防工法）
- ⑥ （排・取）水門（樋門）等の操作
- ⑦ 避難（避難指示の放送・伝達、居住者の避難）

2 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施時期は5月から8月までの間とし、必ず年1回以上実施するものとする。

第2節 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防に要する費用は、市が負担する。ただし、他の水防管理団体等に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援した水防管理団体等との間の協議により決める。また本市の水防によって本市以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとし、その費用の額及び負担の方法は協議により決める。協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者（市長）又は消防団長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、次の①から④（②における収用を除く）の権限を行使することができる。（法第28条第1項、第2項）

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹林その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両、その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を使用する者は、水防管理者（市長）・消防団長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けたものにあつては、別記1の証明書を携帯し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、別記2の証票を2通作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(4) 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償するものとする。

別記 1

公用負担権限証明書			
みよし市	〇〇〇		
氏 名	〇〇〇〇		
上記の者は、 1 項の権限行使を委任したことを証明します。			
年 月 日			
みよし市長 〇 〇 〇 〇 印			

別記 2

(第 号)			
公 用 負 担 証			
目的別	種 類		
負担内容	使 用	収 用	処分等
年 月 日			
みよし市長 〇 〇 〇 〇 印			
事務取扱者 〇 〇 〇 〇 印			
〇 〇 〇 殿			

第3節 水防報告と水防記録

1 水防報告

水防管理者（市長）は、水防が終結したときは3日以内に次の事項を取りまとめて、別表様式1、様式2により豊田加茂建設事務所長に報告する。

- ① 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- ② 消防団の出動時期及び人員
- ③ 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- ④ 堤防、その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑤ 使用資材の種類・数量
- ⑥ 水防法第28条による公用負担の内容
- ⑦ 応援の状況
- ⑧ 避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- ⑨ 水防関係者の死傷
- ⑩ 水防功労者及びその功績
- ⑪ 水防管理者（市長）の所見
- ⑫ その他必要な事項

水防報告書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		年 月 日報告					
増水（出水）の概要		級 川水系 川始め 河川 最高時間雨量 mm 月 日 時 地内 総雨量 mm 月 日 時 月 日 時					
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ～ 月 日 時頃					
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2 3					
	延出動人員	消防団 名 自衛隊 名 居住者 名 水防団 名 () 名 計 名					
	水防作業の概要及び水防工法						
水防の結果	種 別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被害						
使用資器材	種類	数量		単価		金額（円）	
特記事項							

備考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

第2号様式

〇〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・〇〇年8月〇日～〇日)								
〇概要 〇〇市消防団は、〇〇年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出勤。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のための活動した。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">活動期間</th> <th style="text-align: center;">出勤延人数</th> <th style="text-align: center;">主な活動内容</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8/〇～8/〇 約12時間</td> <td style="text-align: center;">〇名</td> <td> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件) </td> </tr> </table>	活動期間	出勤延人数	主な活動内容	8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)	水防活動実施箇所 地図	
活動期間	出勤延人数	主な活動内容						
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)						
水防活動または 被害状況写真 〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	水防活動または 被害状況写真 〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工							
水防活動または 被害状況写真 〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	水防活動または 被害状況写真 〇〇地区の浸水被害							